

生活福祉領域

(1) 生活福祉領域分掌事務

地域福祉グループ

- (1) 地域福祉の推進に関する事。
- (2) 福祉ボランティア活動に関する事。
- (3) 生活福祉資金に関する事。
- (4) 福祉サービスの利用環境の整備促進に関する事。
- (5) 民生委員に関する事。
- (6) 社会福祉協議会・県共同募金会等社会福祉関係団体に関する事。
- (7) 介護福祉士に関する事。
- (8) (財) 県総合社会福祉基金に関する事。
- (9) 生活保護の指導に関する事。
- (10) 生活保護法施行事務監査に関する事。
- (11) 生活保護法指定医療機関・指定介護機関に関する事。
- (12) 生活保護の調査・統計に関する事。
- (13) 保護施設の運営指導に関する事。
- (14) 喜多方しののめ荘に関する事。
- (15) 行旅死亡人に関する事。
- (16) 領域の予算及び庶務に関する事。

援護・恩給チーム

- (1) 戦没者の追悼に関する事。
- (2) 旧軍人・軍属の恩給に関する事。
- (3) 旧軍人・軍属等の叙位・叙勲、軍歴証明等に関する事。
- (4) 戦没者等の遺族、戦傷病者、戦傷病者等の妻、引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関する事。
- (5) 平和祈念事業特別基金(恩給欠格者等に対する慰藉事業) に関する事。
- (6) 援護関係団体の指導及び助成に関する事。

指導監査グループ

- (1) 社会福祉法人の許・認可に関する事。
- (2) 社会福祉法人・施設の運営指導に関する事。
- (3) 社会福祉法人・施設、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者・施設の指導監査に関する事。
- (4) 社会福祉法人・施設、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者・施設の不利益処分に関する事。
- (5) 社会福祉関係職員の研修に関する事。
- (6) 福祉人材センター運営事業に関する事。

高齢保健福祉グループ

- (1) 高齢者保健福祉計画等の進行管理に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 老人保健法の医療等以外の保健事業等に関すること。
- (4) 地域ケア体制の整備、介護知識等の普及に関すること。
- (5) 地域支援事業の推進に関すること。
- (6) 介護保険サービスの基盤整備（訪問介護員養成等、施設整備及び施設サービスの向上）に関すること。
- (7) 老人福祉法に関すること。
- (8) 福島県希望ヶ丘ホームの運営に関すること。
- (9) 老人福祉法に基づく届出、設置認可等及び介護老人保健施設の開設許可等に関すること。
- (10) 老人福祉関係団体の指導及び助成に関すること。

介護保険グループ

- (1) 介護保険制度の普及定着に関すること。
- (2) 介護サービス提供事業者の指定、運営指導等に関すること。
- (3) 市町村（保険者）の制度運営に係る助言に関すること。
- (4) 介護保険運営に係る国及び県の負担金、交付金に関すること。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業に関すること。
- (6) 介護保険財政安定化基金に関すること。
- (7) 福島県介護保険審査会に関すること。
- (8) 介護支援専門員の養成、資質向上に関すること。
- (9) 福島県国民健康保険団体連合会の介護保険業務に関すること。

(2) 施策の基本方針

地域福祉グループ

本格的な少子高齢社会の到来とともに、地域を社会全体で支える仕組みづくりや、利用者本位の社会福祉制度への転換が進められ、介護保険制度や支援費制度が導入されるなど、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、県民の社会福祉に対するニーズも益々増大かつ多様化してきている。

このため、地域での総合的な福祉サービス提供体制の構築を目指した住民参加による「地域福祉の推進」を基本として、誰もが家庭や地域において、ともに支え合いながら、自分らしい充実した生活を安心して送れるよう、次の事項を中心とした施策を重点的に推進する。

1 地域福祉の推進

- (1) 県地域福祉支援計画に基づき、市町村の地域福祉を推進するため、地域福祉企画推進会議において、関係機関の連携のもと、市町村の地域福祉の推進方策について検討等を行うとともに、市町村地域福祉計画が円滑に策定されるよう支援する。

- (2) 少子高齢社会において、「自助・共助・公助」のシステムが適切に組み合わせられた福祉社会づくりが重要な課題であり、ボランティア活動などの民間の福祉活動の果たす役割が、これまで以上に重要になっている。

このため、県民の福祉活動への積極的な参加を促進するため、県ボランティアセンターの活動を支援するとともに、市町村ボランティアセンターの整備を促進し、福祉ボランティア・NPO活動に関する情報提供や相互交流等の機能充実を図る。

- (3) 低所得者、身体障がい者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長を図る「生活福祉資金貸付事業」及び失業等によって生活の維持が困難となった世帯の自立を支援する「離職者支援資金貸付事業」などを実施する県社会福祉協議会の取組みを支援する。

2 福祉サービスの利用環境の整備促進

- (1) 福祉サービスが措置から契約に基づく利用に移行していることに伴い、安心して福祉サービスを利用できる仕組みを充実させる必要がある。

このため、「福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）」により、認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障のある者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行うことにより、地域で自立した生活が送れるよう支援する。

- (2) 利用者と当事者間では解決できない福祉サービスの問題を公正中立の立場から適切に解決するため、「福祉サービス苦情解決事業」により「運営適正化委員会」の設置運営を支援する。
- (3) 福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、「福祉サービス第三者評価事業」により、第三者による客観的な評価体制の構築を図る。

3 民間福祉団体等への支援と連携

- (1) 身近な地域における福祉サービスの総合的な展開が図られるためには、多様な主体が参加し推進する各種の地域福祉活動の展開がこれまでも増して重要となってきている。

このため、福祉に対する県民の理解と参加を促進し、県民ニーズに合った福祉サービスの提供、福祉のまちづくりなど多様な民間福祉活動の振興を図る。

また、これら地域福祉を推進する上で民間活動の中核となる社会福祉協議会の活動基盤の整備や関係機関・団体との連携などを促進する。

- (2) 民生委員は、社会奉仕の精神をもって、地域住民に最も身近なところで相談・支援活動を行っていることから、地域における要援助者等の把握、助言及び援助の的確な実施のため、民生委員活動の充実を図る。

4 生活保護の適正実施

要保護者の生活の支援と円滑な自立を促進するため、関係機関との連携を強化しながら、生活保護の適正な実施に努める。

援護・恩給チーム

旧軍人・軍属、戦傷病者、戦没者遺族などの処遇改善と福祉の増進を図るとともに、戦没者の追悼に関する施策を実施する。

また、恩給欠格者等の調査、未帰還者の調査究明、中国帰国者の援護推進による生活の安定を図る。

指導監査グループ

急速な少子高齢化や核家族化の進展など、社会環境の変化に伴い福祉ニーズが増大・多様化する中、県民の誰でもが必要な質の高いサービスを選択し、利用することができるよう、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人・事業者の健全な運営と社会福祉従事者の人材確保や資質の向上が重要である。

このため、社会福祉法に基づく迅速かつ適正な社会福祉法人認可等と、各関係法令等に規定する社会福祉法人や社会福祉施設、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者や施設に対して、重点的・効率的な指導監査を実施する。

さらに、福祉人材センター運営事業及び福祉関係職員研修事業により人材の確保と育成対策を推進する。

1 社会福祉法人・施設の適正な運営及び経営の確保

社会福祉法人・施設は極めて公共性の高いものであることから、健全な社会福祉事業の経営と公正な法人運営を確保するため、指導監査を通して、情報公開、第三者評価、苦情解決体制などの促進を図り、経営・運営の透明性を高め、法人・施設運営の質的向上を図る。

2 介護及び障害者自立支援サービスの質並びに事業者・施設の適正な運営の確保

介護保険法及び障害者自立支援法に基づく指定事業者・施設に対する集団指導や指導監査を実施することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び介護報酬の請求の適正化並びに障害者自立支援サービスの質の確保及び給付の適正化を図る。

3 福祉を支える人材の養成・確保

多様化・高度化する県民のニーズに対応し、必要な福祉サービスを提供していくためには、福祉に従事する人材の量的確保とともに資質の向上を図ることが重要である。

このため、「福祉人材センター運営事業」により、人材の確保対策を推進するとともに、「社会福祉関係職員研修事業」により、人材の育成対策を推進する。

高齢保健福祉グループ

本格的な高齢社会を迎え、高齢者を取り巻く環境は、価値観の多様化、世帯規模の縮小、女性の雇用機会の拡大、扶養意識の変化などにより大きく変化してきている。

このような時代潮流のなか、本県では、新長期総合計画「うつくしま21」及びその部門別計画である「うつくしま福祉プラン21」等との整合性を図りながら、高齢者一人ひとりの人間性が尊重され、いきいきと、健やかに、安心して生活できる「豊かで明るい長寿社会」の実現を基本理念とする「第四次福島県高齢者保健福祉計画・福島県第三次介護保険事業支援計画」（計画期間：平成18年度～20年度）を平成17年度に策定した。

本年度は、本計画の初年度であり、国や市町村と連携を図りながら、「高齢者がその心身の状態や環境に応じ、必要なサービスを適切に利用できること」を基本に介護予防や地域包括ケアを推進する

地域支援事業、認知症高齢者対策、介護サービス基盤の整備等について積極的に推進する。

1 高齢者保健福祉計画等の進行管理

平成18年度から20年度を計画期間とした「第四次福島県高齢者保健福祉計画・福島県第三次介護保険事業支援計画」について、進行管理を行う。

2 地域支援事業の推進

要介護状態になることをできる限り予防し、要介護状態となっても状態が悪化しないようにする「介護予防」を効果的に実施するためには、介護予防サービスの提供システムを確立する必要があることから、「地域包括支援センター職員等研修事業」等により地域包括支援センターの保健師等に対する専門的・技術的な研修の実施や、市町村の介護予防事業の評価を行うなど、地域支援事業の円滑かつ効果的な実施を支援する。

3 認知症高齢者の総合的支援

認知症高齢者の増加に対応し、高齢者が居宅で安心した生活を送れるよう、地域における認知症の予防活動の推進やかかりつけ医等による認知症の早期発見・早期対応体制を整備する「認知症の安心ネットワーク構築事業」等を実施する。

また、「認知症介護研修事業」において、介護保険施設や居宅サービス事業所で高齢者の介護業務に従事する職員を対象に、認知症介護指導者養成研修や認知症介護実践者研修、実践リーダー研修等を実施し、認知症介護の知識・技術の向上を推進する。

4 地域ケア体制の整備

地域における高齢者等の保健・医療・福祉等に関する総合的・包括的なマネジメントを担う地域包括支援センターの運営について支援するとともに、「高齢者虐待防止ネットワーク事業」においては家庭内における高齢者虐待防止のための体制整備など、高齢者の多様なニーズに対応できる重層的で柔軟なネットワークの充実を図る。

また、リハビリテーション実施機関への支援や関係機関との連携等を推進する「地域リハビリテーション支援体制整備推進事業」を実施し、高齢者や障がい者の自立支援を図る。

二本松市に設置された介護実習・普及センターにおける介護知識、介護技術の普及や、「高齢者にやさしい住まいづくり助成事業」により住環境整備を積極的に支援する。

5 成人保健対策

壮年期からの健康の保持・増進を図り、生活習慣病や要介護状態になることを予防するため、国が定める「保健事業18年度計画」、「がん検診の指針」を基本として、老人保健事業及びがん検診の推進を図る。

老人保健事業については、健康診査の際に65歳以上に実施される「生活機能に関する評価」等の適切な実施について市町村を支援する。

また、がん検診については、成人病検診管理指導協議会の開催等により精度管理及び検診体制の向上を図るとともに、乳がん検診に必要なマンモグラフィ機器の緊急整備を実施する。

6 介護保険サービスの基盤整備

介護保険制度の円滑な実施のために、介護保険サービスの基盤づくりを推進する。

人材確保のための施策として、訪問介護員の養成研修等を実施する「ホームヘルプパワーアップ作戦」を推進する。

また、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、介護老人保健施設等の介護保険サービスの施設整備を計画的に進める。

さらに、介護保険サービスの質・内容を一層向上させるため、介護保険3施設においてサービス評価を行う「介護保険施設サービス評価事業」や、介護保険施設における身体拘束廃止に向けた取り組みの徹底を図るための「身体拘束ゼロ作戦推進事業」を実施するとともに、特別養護老人ホームにおけるユニットケアの導入促進を図るため、「特養における生活の質向上推進事業」を実施する。

7 老人福祉法に基づく措置事務等

県立の養護老人ホームである希望ヶ丘ホームを運営する。

8 県立老人福祉施設民間移譲等事業

「県立社会福祉施設のあり方見直し」により、県立特別養護老人ホームを施設運営のノウハウを有する社会福祉法人へ移譲することになったため、県立特別養護老人ホームであるさつき荘の平成19年度の民間移譲に向けた準備（修繕工事）等を行う。

介護保険グループ

介護保険制度は、「介護」を社会全体で支えるため、負担と給付の関係を明確にする社会保険方式により平成12年4月から運営されており、高齢者自身がサービスを選択することを基本に、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを効率的・一体的に提供する利用者本位の制度である。

この介護保険制度が円滑に運営されていくよう、平成18年3月に策定した新たな第三次福島県介護保険事業支援計画に基づき、制度の基本的理念や内容について県民の十分な理解促進を図り、制度定着や適切なサービス利用を推進するとともに、保険者である市町村の適切な制度運営の確保、事業者によるサービス供給体制の充実やサービスの質の向上などに向け、各種施策を実施していく。

また、制度の基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本として、制度の持続可能性を高めていくための制度改革が平成18年4月に本格施行されたことから、制度が円滑に移行できるよう、利用者をはじめとする一般県民に対し情報提供を行うとともに、介護サービス提供事業者や市町村等に対する指導・支援を行っていく。

1 制度の普及・定着

利用者や介護家族をはじめとする一般県民に対して、制度改革の内容等について情報提供を行い、介護保険に対するより一層の理解促進に努める。

2 介護保険制度の円滑な運営

- (1) 市町村に対し、介護給付費負担金として、介護給付及び予防給付に要する費用の100分の12.5（施設等に係る費用は100分の17.5）を負担するとともに、地域支援事業に要する費用の100分の12.5（一部は100分の20.25）を負担する。また、介護保険財政安定化基金を設置し、保険財政に不足が生じる市町村に対し資金の貸付等を行う。
- (2) 市町村の介護保険事業の適正な運営及び介護保険財政の健全化を推進するため、保険者事務に関する事項について指導・助言を行う。
また、介護費用が増大する中、要介護者等の自立支援に向け適切な介護サービスの提供を推進し、健全な制度運営が図れるよう、介護費用の適正化に取り組んでいく。
- (3) 市町村における公正・公平な要介護認定を確保するため、認定調査員や介護認定審査会委員に対する研修会、主治医意見書説明会等を実施する。
- (4) 保険者である市町村の行った処分に対する審査請求の審理・裁決を行い、制度の適正な運営を図るため、「福島県介護保険審査会」を設置運営する。
- (5) 介護保険制度の導入に伴う低所得者の負担の激変緩和等の観点から、障がい者施策においてホームヘルプサービスを利用していた低所得者及び社会福祉法人等が提供する介護サービスに係る低所得者等の利用者負担について軽減措置を行う。
- (6) 利用者が介護サービス事業所を選択する際に必要かつ十分な情報を取得できる環境が整備されるよう、介護サービス情報の公表を行い、介護サービスの質の向上を目指す。

3 サービス提供体制の充実と質の向上

- (1) 要介護者等がその心身の状況や環境に応じ、質の高いサービスを利用することができるよう、サービスの質の向上と利用者の事業者選択に資する介護サービスの外部評価や情報の公表を推進する。
- (2) 介護保険制度の要としての重要な役割を担う介護支援専門員の養成や、実際に業務に従事している介護支援専門員を対象とした現任研修を実施する。
- (3) 事業者が提供するサービスに関する利用者からの苦情を受け付け、改善が必要な場合には事業者へ指導・助言を行う国民健康保険団体連合会の苦情処理業務を推進する。

(3) 事業計画

地域福祉グループ担当の事業

1 地域福祉の推進

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	386,462	独立行政法人福祉医療機構が実施している「民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業」に要する経費について国及び県がそれぞれ1/3を補助する。 対象者：民間社会福祉施設の職員 特定社会福祉事業に従事する職員 (ホームヘルパーなど) 補助先：独立行政法人福祉医療機構
社会福祉大会開催事業	897	1 第60回福島県社会福祉大会に要する経費の一部負担等を行うことにより大会運営の円滑化を図る。 開催地：いわき市 開催時期：平成18年10月中旬予定 参加者：民生委員、社会福祉関係者等1,200人 2 第10回ふくしま、ふくしボランティアフェスティバルにおいて、県内のボランティア功労者に対して知事表彰状・感謝状の贈呈を行う。
地域福祉推進事務費(運営経費)	3,636	地域福祉推進に係る事務の効率化を図る。
地域福祉推進事業	864	県地域福祉支援計画に基づき、市町村の地域福祉推進を支援するため、地域福祉企画推進会議において市町村の地域福祉の推進方策について検討等を行うとともに、市町村地域福祉計画が円滑に策定されるよう支援する。 1 地域福祉活動支援事業 ・ 地域福祉企画推進会議の設置運営 4回開催予定 2 地域福祉計画策定支援事業 ・ 市町村地域福祉計画策定アドバイザーの派遣 延べ10回派遣予定
生活福祉資金貸付等補助事業	15,918 (国庫 7,959)	社会福祉協議会が生活福祉資金の貸付等を行うために必要な事務費を補助する。 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 (1) 県社協貸付事務費 (2) 市町村社協事務費 (3) 債権管理強化推進費 (4) 民生委員実費弁償費
介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業	2,740	社会福祉法人による介護福祉士養成施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、借入金の利子の一部を補助し、設置主体の負担軽減を図る。 対象：社会福祉法人あだち福祉会 福島介護福祉専門学校 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額

事業名	予算額	内容
介護福祉士修学 資金貸付事業	432	<p>増大かつ多様化する福祉ニーズに的確に対応し、社会福祉関係従事者の量的確保及び資質の向上を図るため、介護に関する専門的知識と技術を有する介護福祉士（国家資格）の確保を図る。</p> <p>事業の概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象：介護福祉士養成校に修学し、将来県内において介護福祉士の業務に携わる意志を有する者（継続1名） ・金額：月額36,000円 ・貸付期間：正規の修学期間
福祉ボランティア活動強化支援事業	19,431 (国庫 9,715)	<p>福祉ボランティア活動の振興を図るため、県ボランティアセンターの機能の充実を図り、福祉ボランティア活動を総合的に強化・支援していく。</p> <p>1 県ボランティアセンター事業費補助 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2</p> <p>(1) 福祉教育推進事業 (2) 養成・研修事業 (3) 広報・啓発事業</p>
合計	430,380 (国庫 17,674)	

2 福祉サービスの利用環境の整備促進

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
福祉サービス苦情解決事業	4,740 (国庫 2,370)	<p>福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービスに関する利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決等のため、県社協に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。</p> <p>補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2</p> <p>(1) 運営適正化委員会の運営 ・苦情解決のための調査、指導・助言、あっせん ・県への通報、情報提供等</p> <p>(2) 事務局の運営 ・苦情の受付、調査等 ・委員会の運営 ・事業に関する広報・啓発</p>

事業名	予算額	内容
地域福祉権利擁護事業	26,099 (国庫 13,049)	<p>認知症や精神障がい等により日常生活を営むのに支障がある者が地域で自立した生活が送れるよう、適切な福祉サービスの利用等を援助し、権利を擁護する体制を充実する。</p> <p>補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：国1/2、県1/2</p> <p>(1) 県社協における本事業に係る契約締結の審査、研修・指導、広報啓発等</p> <p>(2) 市町村社協委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域行政圏の基幹的な7市町村社協に県社協が業務を委託 ・ 専門員と生活支援員を配置 ・ 福祉サービスの利用や利用料支払等に係る援助を実施
福祉サービス第三者評価事業	833	<p>福祉サービス事業者によるサービスの課題把握と質の向上、利用者のサービス選択に資するため、第三者による客観的な評価事業の推進を図る。</p> <p>1 福祉サービス第三者評価推進組織事業 福祉サービス第三者評価推進会議において評価基準や第三者評価機関の認証等について検討し、事業の推進を図る。</p> <p>2 評価調査者養成研修 全国社会福祉協議会が実施した評価調査者の指導者養成研修修了者を講師として評価調査者養成研修を実施する。 また、引続き全社協実施の指導者養成研修に参加し、講師を養成する。</p>
合計	31,672 (国庫 15,419)	

3 民間福祉団体等への支援と連携

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
福祉活動指導員及び事務職員設置費	72,108	県社会福祉協議会が設置する福祉活動指導員及び事務職員の人件費に対する補助 対象人員：11人 補助先：(社福)福島県社会福祉協議会 補助率：定額
市町村社協等活性化推進事業	16,135 (国庫 8,067)	地域福祉の推進を図るため、市町村が地域住民の理解と参加のもと、地域のニーズに則したきめ細やかな福祉サービスの充実に意欲的に取り組むための事業の実施を支援する。 さらに、市町村社会福祉協議会の機能充実を図るため、指導等を実施する。 1 ふれあいのまちづくり事業 実施主体：市町村 補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3 (1) 地域住民の各種相談等への対応等 (2) 地域におけるボランティア活動に関する事業 (3) 福祉施設等と連携した福祉活動の実施 など 2 市町村社協等指導・支援事業 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 (1) 地域福祉推進委員会の開催 (2) 市町村社会福祉協議会巡回指導 など 3 市町村ボランティア活動事業 実施主体：市町村 補助率：国1/3、県1/3、市町村1/3 (1)入門講座の開催 (2)相談・登録あっせん事業 (3)広報誌発行事業 など
民生委員諸活動経費	104,301	民生委員法第26条に基づき、その活動に要する経費を負担する。 1 民生委員報償費 民間奉仕者である民生委員の活動の促進を図る。 2 民生委員協議会会長報償費 民生委員協議会会長の活動を推進し、民生委員の活動促進を図る。
民生委員推薦会負担金	504	市町村民生委員推薦会に対する負担金
民生委員協議会負担金	24,514	民生委員協議会に対する負担金 民協数(159民協)割及び民生委員数(3,507人)割
民生委員活動事務費(経常行政経費)	829	
民生・児童委員研修事業	649 (国庫 324)	民生・児童委員の資質向上を図るために必要な研修を行う。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会
合 計	219,040 (国庫 8,391)	

4 生活保護の実施

(1) 生活保護の適正実施

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
住所不定者措置費負担金	112,733	住所不定者を保護した市（中核市を除く）が支弁する生活保護費及び施設事務費の1/4の額を県が負担する。 交付対象：県内10市で住所不定者を取り扱った市 交付金額：1/4(国3/4)
生活保護扶助費	4,046,875 (国庫 3,035,155) (諸収 1)	県内49町村に居住する生活困窮者の最低生活を保障するとともに、自立を助長するために生活保護法に基づく各扶助を実施する。 交付対象：郡部49町村に居住する生活困窮者
合計	4,159,608 (国庫 3,035,155) (諸収 1)	

(2) 生活保護法施行事務

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
生活保護法施行事務に係る県単独事業	7,220	生活保護現業職員に特殊勤務手当を支給する。 (職員の特殊勤務手当に関する条例 第20条) 対象者 ・保健福祉事務所生活保護グループ職員 47人
医療扶助実施体制確保事業	2,376 (国庫 476)	医療扶助を適正かつ円滑に実施するため、本庁に医療指導員を、保健福祉事務所に業務委託医をそれぞれ配置する。 本庁（医療指導員） ア 配置先 生活福祉領域地域福祉グループ イ 業務 保健福祉事務所の業務委託医の設置、活動についての指導、医療扶助の要否について、本庁協議があった場合の技術的検討、その他医療扶助運営上必要な技術的検討を行う。 保健福祉事務所（精神科業務委託医） ア 配置先 保健福祉事務所 (南会津は、会津に含める) イ 業務 医療扶助の決定、実施に伴う専門的判断及び必要な助言を行う。
生活保護適正実施推進事業	26,938 (国庫 21,666) (諸収 56)	セーフティネット支援対策等事業費補助金（自立支援プログラム策定実施推進事業及び生活保護適正実施推進事業）により、生活保護制度の適正実施の推進と実施基盤の整備充実等を図る。 1 レセプト点検充実事業 保健福祉事務所が実施する医療・介護扶助に係る診療報酬・介護報酬明細書の点検 2 収入・資産等調査徹底事業 金融機関等関係機関への調査、課税台帳突合調査、社会保険事務所での年金受給状況調査による収入・資産等調査の徹底 3 日用品費等支給適正運営事業 入院患者、施設入所者の加算・入院日用品費等を適正に支給するための調査の実施

事業名	予算額	内 容
診療報酬審査支払事務委託事業	9,501	医療扶助事務を円滑かつ適正に実施するため、診療報酬の審査及び支払いに関する事務を委託する。 委託先 福島県社会保険診療報酬支払基金
介護報酬審査支払事務委託事業	1,368	介護扶助関係事務を円滑かつ適正に実施するため、介護報酬の審査及び支払いに関する事務を委託する。 委託先 福島県国民健康保険団体連合会
要介護状態等審査判定委託事業	699	介護保険被保険者以外の者に係る要介護状態等の審査判定を町村、一部事務組合に委託する。
生活保護施行事務経費（経常行政経費）	8,855 (国庫 4,625)	
生活保護指導員職員業務経費	617 (国庫 616)	本庁に設置する生活保護指導職員により管内福祉事務所の施行状況把握を行うとともに、資質向上のための自己研修等を行う。
合 計	57,574 (国庫 27,383) (諸収 56)	

(3) 行旅死亡人取扱負担金

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
行旅死亡人取扱負担金	800	行旅病人及び行旅死亡人取扱法等に基づき、行旅中死亡して引取者のいない者について市町村が繰替支弁した取扱費用を県が弁償する。

(4) 県立救護施設の管理運営事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内 容
新 県立救護施設管理運営委託事業	81,993	指定管理者委託制度に移行した県立救護施設の管理運営に係る委託経費
喜多方しののめ 荘運営管理(行政)	39,966 (負担 39,966)	施設入所者の生活費等
喜多方しののめ 荘運営管理(経常)	42,116 (負担 18,326) (諸収 70)	施設運営に係る経費
合 計	164,075 (負担 58,292) (諸収 70)	

(5) 社会福祉施設整備費

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉施設整備 利子補給事業	225	社会福祉法人による救護施設及び授産施設の施設整備にかかる独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、借入金の利子の一部を補助し、設置主体の負担軽減を図る。 対象：(社福) 矢吹救護院天風寮 矢吹緑風園 補助金額：当該年度償還利子に2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額(快適スペース事業対象施設は制度補助割合をさらに乗じて得た額)

5 遺家族等援護事業

(1) 援護業務諸事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
援護業務施行事務経費(経常行政経費)	5,720 (国庫 1,386)	全国戦没者追悼式への参加経費等
県戦没者追悼式の開催経費	1,217	県戦没者追悼式の開催に係る経費
援護業務団体に対する助成費	3,715	援護業務団体に対する運営費等助成 補助先 ・(財)福島県遺族会 ・(財)福島県傷痍軍人会 ・(財)日本傷痍軍人妻の会福島県支部
小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費)	514	小田山忠霊堂の維持管理に係る経費 委託先：(財)福島県遺族会
合計	11,166 (国庫 1,386)	

(2) 旧軍関係調査等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
旧軍関係調査事務費	102 (国庫 102)	旧軍人・軍属等の諸調査(遺骨・遺品等の調査・伝達等)を行う。
旧軍人恩給等進達事務費	6,069 (国庫 155) (諸収 41)	旧軍人・軍属等に対する恩給受給権調査並びに請求指導等を行うとともに、各種年金への在職期間通算のための軍歴証明事務を行う。この軍歴の調査・究明については、本事務の精通した旧軍人恩給等請求専門員3名を配置する。
叙勲等調査事務費	54 (国庫 54)	旧軍人・軍属等の勲記勲章及び位記の伝達事務を行う。

事業名	予算額	内容
恩給欠格者等調査事務費	1,408 (諸収 1,408)	独立行政法人平和祈念事業特別基金(総務省所管法人)との委託契約に基づき、恩給欠格者の在職年確認調査等を行う。
合計	7,633 (国庫 311) (諸収 1,449)	

(3) 遺族及び留守家族等援護事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
未帰還者留守家族等援護法施行事務費	1,252 (国庫 1,252)	未帰還者の消息の把握及び公務上の傷病を受けた旧軍人・軍属等に対して各種の援護を行う。また、戦傷病者相談員25名を配置し、戦傷病者の福祉の増進を図る。 1 戦傷病者手帳の交付 2 療養費の給付及び葬祭費の支給 3 補装具の支給及び修理 4 戦傷病者乗車券類引換証の交付
引揚者に対する援護事業	1,886 (国庫 1,857)	中国等からの引揚者に対して帰国後の定着・自立を促進するための各種の事業を行う。 1 中国帰国者等定着自立促進事業 就労相談員・自立支援通訳を配置し、帰国者等の定着・自立に不可欠な就労・通訳の支援等を行う。 2 引揚者特別交付金支給等事務施行事務費 3 22都道府県中国帰国者対策総会経費 4 中国帰国者スクーリング事業 中国帰国者支援・交流センター(国設置)が実施している「遠隔学習課程」の補完授業として、中国帰国者に対して対面方式による日本語学習のスクーリングを実施する。
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく施行事務費	2,309 (国庫 2,309)	戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく援護業務の充実を図ることを目的として、遺族年金、給与金等の請求指導と連携業務、関係法の周知、指導のための諸会議を開催する。
各種特別給付金支給法に基づく施行事務費	17,013 (国庫 16,967) (諸収 46)	戦没者等の妻、戦傷病者等の妻及び戦没者の父母等に対する各種給付金支給法並びに戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく施行事務と請求指導及び関係機関への周知指導のための諸会議の開催
合計	22,460 (国庫 22,385) (諸収 46)	

指導監査グループ担当の事業

1 社会福祉法人等の指導監督等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
社会福祉法人指導事務費（経常行政経費）	373	<p>社会福祉法に基づく許認可事務を行うとともに、社会福祉法人・施設に対して運営指導等を行いながら、法人・施設の適正な運営の確保に努める。</p> <p>また、指導監督体制の強化に資するため、指導監査担当職員研修会等により、指導監督担当職員の資質向上を図る。</p> <p>社会福祉法人の認可等事務 法人・施設に対する運営指導 指導監査担当職員研修会 社会福祉法人・施設指導監査連絡調整会議 社会福祉施設施設長会議</p>
社会福祉法人監督事務費	2,670 (国庫 693)	社会福祉法人・施設に対する指導監査に係る経費
支援費施設等の指導等事業	305	<p>障害者自立支援法に基づく福祉サービス（平成17年度までは支援費サービス）を提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、指導等を実施する。</p> <p>1 集団指導 施設・事業者に対して、年1回、説明会方式で実施する。</p> <p>2 実地指導 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認するもので、原則として施設は2年に1回、事業所は3年に1回、計画的に実施する。なお、実地指導後も引き続き指導が必要な場合は、書面指導を実施する。 ・実地指導予定施設：事業所 約77箇所</p> <p>3 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等に対して年1回実施する。</p>
介護保険施設等の指導等事業	3,118	<p>介護保険サービスを提供する施設・事業所における適正な事業運営の確保を図るため、介護保険法の規定等に基づき指導等を実施する。</p> <p>1 集団指導 施設・事業者に対して、圏域毎に年1回、説明会方式で実施する。</p> <p>2 実地指導 指導対象の施設・事業所において設備・帳簿等を実地に確認するもので、原則として施設は2年に1回、事業所は3年に1回、計画的に実施する。なお、実地指導後も引き続き指導が必要な場合は、書面指導を実施する。 ・実地指導予定施設：事業所 約461箇所</p> <p>3 指導担当職員研修 各保健福祉事務所等の新任指導担当職員等に対して年1回実施する。</p>
合計	6,466 (国庫 693)	

2 福祉人材・確保養成事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
福祉人材センター運営事業	34,348 (国庫 7,636)	社会福祉事業従事者の量的確保及び資質の向上を目的に、福祉人材の確保対策を積極的に推進する。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 (1) 無料職業紹介事業 (2) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する説明会・講習会 (3) 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究 (4) 社会福祉事業従事者に対する研修 (5) 福祉人材確保相談事業 (6) 福祉に関する啓発・広報事業
社会福祉関係職員研修事業	32,758 (繰入 1,037)	社会福祉関係職員及び地域福祉従事者等に対し、社会福祉に関する研修を実施し、専門的知識の向上及び技術の修得を図る。 研修項目：33項目 (1) 社会福祉行政職員研修(新任・現任) (2) 社会福祉施設職員研修(階層別・施設別・課題別等) (3) 地域福祉活動者研修 (4) 法人・施設等役職員研修 対象者：3,250人 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 新たに開設する施設の職員に対し、施設実務研修を実施し、施設運営に必要な知識及び技術の修得を図る。 委託先：(社福)福島県社会福祉事業団
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費)	1,209	研修受講に係る経費
合計	68,315 (国庫 7,636) (繰入 1,037)	

高齢保健福祉グループ担当の事業

1 施設保護対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
軽費老人ホーム事務費補助金	444,576	軽費老人ホームが入所利用料のうち事務費の一部を減免した場合、その減免分を補助 補助先：軽費老人ホームを設置する社会福祉法人 (18法人 22施設)

2 高齢者福祉対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
老人福祉法施行事務経費	1,635	一般経費
老人福祉法施行事務費	144	1 養護老人ホーム等入所判定審査会の開催経費 13千円 2 老人福祉施設知事施設訪問 131千円 老人週間に知事が老人ホームを訪問し、入所者及び職員を激励する。 訪問先：特別養護老人ホーム1カ所
介護保険施設サービス評価事業	573	介護保険施設におけるサービスの質の確保及び向上を図ることを目的として、サービス評価委員会の委員が施設を実地に調査し、評価・助言を行う。 1 サービス評価委員会の開催 年2回開催 2 実地調査・指導 ・特別養護老人ホーム 2カ所 ・介護老人保健施設 2カ所 ・介護療養型医療施設 2カ所
一部新 身体拘束ゼロ作戦推進事業	3,439 (国庫 1,714) (諸収 11)	介護保険施設等における入所者(利用者)の身体拘束廃止に向けて、福島県身体拘束ゼロ作戦推進会議を核に、関係者にこの趣旨を徹底させていくとともに、身体拘束相談窓口の設置・運営や、身体拘束廃止に向けた施設現地相談、身体拘束廃止推進員養成研修などを通して実効性のある施策を展開する。 1 身体拘束ゼロ作戦推進会議の準備・開催 年2回開催 2 身体拘束相談窓口の設置・運営 3 身体拘束廃止に向けた施設現地相談等の実施 4 家族支援事業の実施 5 身体拘束廃止推進員養成研修の実施 6 身体拘束看護職員研修の実施 7 (新)身体拘束廃止事例等報告検討会の実施
一部新 福島県高齢者保健福祉計画等推進事業	1,864 (国庫 930)	第四次福島県高齢者保健福祉計画・第三次福島県介護保険事業支援計画(計画期間18年度~20年度)の進行状況を点検・評価し、計画の推進を図るための懇談会等を設置する。 1 県高齢者保健福祉計画等進行管理懇談会 県高齢者保健福祉計画等進行管理懇談会の設置 地域支援事業市町村実態調査 2 圏域別連絡会議の設置

事業名	予算額	内容
特養における生活の質向上推進事業	632 (国庫 90)	1 特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議の開催 特別養護老人ホームにおけるユニットケアの推進方策を検討する。 会議開催：年2回 2 施設管理者研修の実施 ユニット型特別養護老人ホームの管理者に対する研修を、認知症介護研究・研修東京センターに委託して実施する。 3 施設現地相談指導 相談指導を希望する特別養護老人ホームを募集し、特別養護老人ホームユニットケア推進検討会議委員を施設に派遣し、相談指導を行う。
県立老人福祉施設民間移譲等事業	46,998	県立社会福祉施設のあり方の見直しにより、県立特別養護老人ホームを施設運営のノウハウを有する社会福祉法人へ移譲することになったため、県立特別養護老人ホームであるさつき荘の平成19年度の民間移譲の実現に向けた準備（修繕工事）等を行う。
合計	55,285 (国庫 2,734) (諸収 11)	

3 在宅福祉事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
ホームヘルプパワーアップ作戦	4,533 (諸収 3,483)	1 定期研修 1,499千円 訪問介護サービスの質の向上を図るため、訪問介護員の研修を実施する。 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会 実施回数：初任者研修 2回 テーマ別技術向上研修 2回 訪問介護適正実施研修 2回 2 訪問介護員養成研修事業 3,034千円 主任ヘルパーを養成する。 ・1級課程 1回 委託先：(社福)福島県社会福祉協議会
在宅介護支援センター運営事業	2,475 (国庫 1,650)	介護保険制度の見直しにより、平成18年4月から市町村が実施主体となり、「地域包括支援センター」が設置されるが、平成18年度に同センターを設置できない市町村について、経過期間における事業を実施するため、現在の在宅介護支援センターの運営を経過的に支援する。 補助先：檜枝岐村 補助率：国1/2、県1/4 補助基準額：3,300千円

事業名	予算額	内容
高齢者等住宅改造 造資金融資事業	331,937 (諸収 327,167)	平成5年度より高齢者等のための住宅改造に対する資金の融資を行ってきたが、介護保険制度等居住環境整備制度の充実等により、新規融資件数が減少してきたため、新規融資は平成17年度で終了し、平成18年度以降は、平成17年度までの融資残高に対する金融機関への預託及び事務手数料の支払いを行う。 住宅改造資金預託 327,216千円 取扱金融機関：東邦銀行、福島銀行、大東銀行、東北労働金庫、県内に本店を有する各信用金庫、県内各農協 事務手数料 4,721千円 支払先：金融機関
高齢者にやさしい 住まいづくり助成事業	46,078 (国庫 13,823)	市町村が実施する、高齢者の自立生活を継続するための住宅改修資金補助事業に要する経費を補助する。 補助対象：市町村（中核市を含まない） 補助率：過疎地域町村2/3、その他の市町村1/2 補助基準額：180千円（1件当たり） 対象工事：介護予防工事（内容は介護保険と同じ。） 対象者：介護保険対象外の60歳以上の高齢者
認知症介護研修 事業	20,541 (国庫 10,257)	1 実践者研修 17,747千円 認知症介護実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施し、介護技術の向上を図る。 委託先：介護保険施設等 2 指導者養成事業 2,794千円 (1) 指導者養成研修 認知症介護指導者養成研修を実施するとともに、研修に職員を参加させる施設へ代替職員雇用経費等を補助する。 研修委託先：高齢者認知症介護研究・研修センター 補助先：介護保険施設等 補助率：国1/2、県1/2 (2) フォローアップ研修 指導者養成研修修了者のレベルアップのため、フォローアップ研修を実施する。 研修委託先：認知症介護研究・研修センター
介護実習・普及 事業	39,467	介護実習・普及センターにおいて、地域住民に介護知識、介護技術を普及するとともに、「高齢化社会は国民全体で支えるもの」という考え方を広く啓発し、併せて介護のための福祉用具の展示、普及を図る。 委託先：財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構 設置場所：二本松市（福島県男女共生センター内）

事業名	予算額	内容
一部新 高齢者虐待防止 ネットワーク事業	2,924	<p>1 高齢者虐待防止ネットワーク運営事業 900千円 地域包括支援センターにおいて、市町村や関係機関等と連携し、高齢者虐待防止と早期発見・早期対応のため、平成17年度に構築したネットワークの充実・強化を図る。 補助先 モデル実施市町村 (喜多方市、下郷町、双葉町) 補助率 県10/10 補助対象事業費 900千円 (1か所当たり300千円)</p> <p>2 福島県高齢者虐待防止ネットワーク支援事業 1,670千円 市町村職員、地域包括支援センター、介護支援専門員等を対象に、虐待を防止し、虐待に対応するための実践的な研修を平成17年度に引き続き実施する。</p> <p>3 (新)「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」普及啓発事業 354千円 平成18年4月から施行される同法の普及・啓発等を行うため、県内4方部において、関係者を対象に説明会等を行う。</p>
新 地域包括支援センター職員等研修事業	3,407 (国庫 1,224)	<p>1 地域包括支援センター職員等研修事業 2,449千円 (1) 地域包括支援センター職員研修事業 地域包括支援センター職員研修に、平成17年度研修未受講者を派遣する。(長寿社会開発センターに委託) (2) 新予防給付ケアマネジメント指導者研修事業 県内4方部で各1回開催 4方部で700名受講予定</p> <p>2 地域包括支援センター機能強化研修事業 958千円 (1) 全体研修(会場:ビッグパレットふくしま) 地域包括支援センターの機能、役割や基本的業務内容等について、3職種(社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等)合同で研修する。 (2) 圏域別研修 全体研修を踏まえ、圏域の特性に応じた研修内容を県内4方部で実施する。</p>
自立継続サポート事業	900	<p>生活支援ショートステイ事業 同居家族等が一時的に不在となり一人での生活に不安がある場合等に、養護老人ホーム等により短期間の宿泊を提供する。 補助先:市町村(中核市を含まない) 補助率:県 1/2</p>
合計	452,262 (国庫 26,954) (諸収 330,646)	

4 社会福祉施設整備事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容									
社会福祉施設整備事業	1,290,123	<p>社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。 補助率：定額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 特別養護老人ホーム建設補助</td> <td>1,074,659</td> <td> 創設9(定員594) 新規5(定員350) 継続4(定員244) 増築1(定員40) 新規1(定員40) 改築1(定員100) 新規1(定員100) </td> </tr> <tr> <td>2 養護老人ホーム建設補助</td> <td>215,464</td> <td> 改築1(定員100) 新規1(定員100) </td> </tr> </tbody> </table>	事業名	予算額	内容	1 特別養護老人ホーム建設補助	1,074,659	創設9(定員594) 新規5(定員350) 継続4(定員244) 増築1(定員40) 新規1(定員40) 改築1(定員100) 新規1(定員100)	2 養護老人ホーム建設補助	215,464	改築1(定員100) 新規1(定員100)
事業名	予算額	内容									
1 特別養護老人ホーム建設補助	1,074,659	創設9(定員594) 新規5(定員350) 継続4(定員244) 増築1(定員40) 新規1(定員40) 改築1(定員100) 新規1(定員100)									
2 養護老人ホーム建設補助	215,464	改築1(定員100) 新規1(定員100)									
施設整備資金利子補給事業	158,519	<p>社会福祉法人等の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し2.5%を乗じ、それを借入利率で除して得た額を限度に補助する(社会福祉施設快適スペース創造事業対象施設の利子償還額は、快適補助基準額に占める制度補助基準額の比率を掛けた額とする。) ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1/2を乗じて得た額を補助する。 事業内容：補助対象施設数82施設</p>									
合計	1,448,642										

5 希望ヶ丘ホームの管理運営事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
希望ヶ丘ホーム施設運営費	90,549 (負担 66,231) (諸収 68)	福島県希望ヶ丘ホーム(養護老人ホーム)運営経費及び一般経費

6 高齢者保健対策事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
老人保健対策施行事務経費	718	一般経費
老人保健事業費負担金	487,103	<p>本格的な高齢社会が進行するなかで、壮年期以降の健康の保持増進を図るため、疾病の予防から機能訓練に至るまでの保健事業を総合的に実施する。</p> <p>対象団体：全市町村 対象者：40歳以上の一般住民(下記(2)(3)(5)(6)は、65歳以上除く) 補助率：2/3(国1/3直接補助、県1/3) 事業内容：</p> <p>(1) 健康手帳作成 47,433冊 (2) 健康教育 全市町村 (3) 健康相談 全市町村 (4) 健康診査 289,573人 (5) 機能訓練 実施回数 A型(送迎なし) 23回 A型(送迎あり) 975回 (6) 訪問指導 全市町村 (7) C型肝炎緊急総合対策 節目検診 24,449人 節目外検診 2,898人</p>
福島県成人病検診管理指導協議会	1,392 (国庫 200)	<p>市町村が実施する健康診査の実施状況や健診実施機関の精度管理状況を把握評価して専門的な見地から指導等を行い、事業の効果的な実施を図る。また、健康診査に従事する者の資質向上を図るため講習会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会 6部会 委員39人 ・循環器疾患等、胃がん、子宮がん、肺がん及び大腸がん検診従事者講習会 ・マンモグラフィ読影技術講習会 ・マンモグラフィ撮影技術講習会
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	3,363 (国庫 392)	<p>高齢者、障がい者のそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションが、適切かつ円滑に提供される体制の整備を図るため、県地域リハビリテーション協議会の運営を行うほか、県地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション相談センターが県から委託等を受けて、それぞれの事業を実施する。</p> <p>(1) 協議会は、県支援センター等が実施する事業及び指定についての検討・調整を行うとともに、介護予防に関する市町村支援について協議を行う。</p> <p>(2) 県支援センターは、地域リハビリテーション広域支援センター連絡会議を実施する。</p> <p>(3) 広域支援センターは、連絡協議会を設置・運営し、従事者等研修会及び実務講習会を開催するほか、リハビリテーション実施機関への支援活動を実施する。</p> <p>(4) 協議会及び広域支援センターは、地域支援事業及び新予防給付のうち「運動機能の機能向上事業」について、市町村に対して現地指導等の支援を実施する。</p>

事業名	予算額	内容
認知症予防対策事業	7,916 (国庫 3,639)	<p>増大する認知症高齢者対策として、地域における認知症の予防・早期発見・早期対応体制の整備を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者認知症予防指導者養成事業 指導者の人材育成の観点から、先進地から講師を招き施設職員を対象とした音楽療法の研修会を開催する。 2 認知症予防従事者等養成研修会 市町村及び地域包括支援センター等の職員に対して、「地域型認知症予防プログラム」の定着化を図るため、研修会を開催する。 3 認知症予防対策推進会議 地域における認知症の「予防・早期発見・早期対応」体制整備を支援するため、各圏域及び県全体の対策の評価・進行管理を行うための会議を開催する。 4 老人性認知症センター事業 市町村等への技術支援、関係者や県民向けの専門相談、かかりつけ医の対応力向上支援について、6つの医療機関に委託し、主に医療面からの専門的な支援体制を推進する。
マンモグラフィ緊急整備事業	60,000 (国庫 60,000)	<p>市町村で実施しているマンモグラフィによる乳がん検診を促進するため、マンモグラフィ機器を整備する医療機関等に対して、機器等の整備に要する費用の一部を補助する。</p> <p>補助対象：医療法人等 補助率：1/2</p>
新 認知症の安心ネットワーク構築事業	3,854 (国庫 1,924)	<p>高齢化の進展に伴い、認知症高齢者が大幅に増加するものと見込まれているが、認知症は重症化すると、徘徊や被害妄想等が現れ、家族や近隣とのトラブルが生じ、施設入所や入院生活を余儀なくされる場合が多い。このことから、高齢者やその家族の人権が尊重され、在宅で安心して生活が送れるよう、地域における認知症の早期発見・早期対応体制を整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 モデル市町村支事業援 平成17年度に選定した8市町村（各保健福祉医療圏域1市町村、中核市2市）における認知症の予防を目的とする自主グループを数多く育成していくために、グループの推進役となるファシリテーター（促進者）を養成するとともに、保健福祉事務所による技術支援を行う。 2 認知症サポート医養成研修事業 かかりつけ医向けの研修の企画やかかりつけ医を専門的立場から支援する「認知症サポート医」を養成する。 3 かかりつけ医向け普及啓発事業 認知症の早期診断の重要性や県内の認知症に関するサービス情報等を掲載したリーフレットを作成し、かかりつけ医等の医療機関等に配布する。
合計	564,346 (国庫 66,155)	

7 高齢者保健施設事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容				
老人保健施設対策 施行事務経費	49 (手数 47)	一般経費				
介護老人保健施設 指導監督研修事業	71	介護老人保健施設の適正な運営を確保するため、施設整備事業の指導監督、施設調査等を行う。				
介護老人保健施設 整備資金利子補給事業	246,893	医療法人等が施設整備のための資金を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、償還する利子の一部を補給する。 補助額：各月末の借入残高×1.5%(以内)÷12の合計額 補助先：医療法人、社会福祉法人、財団法人等 延べ38法人				
介護老人保健施設 整備事業	25,046	介護老人保健施設の整備事業を実施する医療法人等に対して、事業費の一部を補助する。 補助率：施設整備分・・・定額				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>予算額</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護老人保健施設整備補助</td> <td>25,000</td> <td>創設1(定員100)</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	予算額	内容	介護老人保健施設整備補助
事業名	予算額	内容				
介護老人保健施設整備補助	25,000	創設1(定員100)				
合計	272,059 (手数 47)					

介護保険グループ担当の事業

1 介護保険給付等事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
介護給付費負担金	15,239,391	<p>介護保険法第123条第1項の規定により、県は市町村に対し介護給付及び予防給付に要する費用の12.5%（施設サービスに係る分は17.5%）を負担する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度給付費見込額 101,273,991千円 ・平成18年度県負担金 15,209,391千円 ・平成17年度県負担金（精算分） 30,000千円
福島県介護保険財政安定化基金積立金	634,233 (国庫 108,097) (負担 108,097) (財収 946) (諸収 308,995)	<p>市町村の保険財政の安定を図るため、保険料の収納不足や給付費の見込みを超える増加に起因する財源不足について、資金の貸付・交付を行うことを目的に県に財政安定化基金を設置する。基金の設置については、国、県、市町村がそれぞれ1/3ずつ財源を負担する。</p> <p>市町村の標準給付見込額（3年間の総額）+地域支援事業費（3年間の総額） 317,885,865,004円 + 7,479,563,289円 = 325,365,428,293円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拋出率 0.001 ・国の18年度の拋出額 108,097,082円 ・県の18年度の拋出額 108,097,082円 ・市町村の18年度の拋出額 108,097,126円 ・運用収益の積立（18年度） 946,246円 ・貸付金償還金の積立 308,995,000円
低所得者利用者負担対策事業	100,020 (国庫 66,680)	<p>1 障がい者施策におけるホームヘルパー利用者等の支援措置 23,928千円 障がい者施策のホームヘルプサービス事業は、所得に応じた費用負担になっていたことから、当該事業を利用して低所得者が介護保険の訪問介護を利用すると利用者負担が増大するため、利用者負担を通常10%から3%に軽減する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4</p> <p>2 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置 75,750千円 低所得者の利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設ほか</p> <p>3 離島等地域の特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置 342千円 15%相当の特別地域加算による利用者負担の格差を解消するため利用者負担額を減免した社会福祉法人等に対し、市町村が当該軽減費用の一部を助成した場合に補助する。 補助率：国1/2 県1/4 市町村1/4 対象サービス：訪問介護（事業所が離島等にあるものに限る）</p>

事業名	予算額	内容
新 地域支援事業交付金	360,137	介護保険法第122条の2の規定により市町村に対し地域支援事業に要する費用のうち介護予防に要する費用の額の12.5%に相当する額及び介護予防に要する費用を除いた地域支援事業に要する費用の額の20.25%に相当する額を交付する。 ・地域支援事業交付金（介護予防事業分） 65,802,473円 ・地域支援事業交付金（包括的支援事業等分） 294,333,468円
合計	16,333,781 (国庫 174,777) (負担 108,097) (財収 946) (諸収 308,995)	

2 介護保険事業推進事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
一部新 介護支援専門員 養成事業	20,100 (国庫 6,477) (諸収 414)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員現任研修（基礎課程）事業 5,206千円 実務経験1年未満の介護支援専門員を対象に、受講を義務化した研修を行い、資質の向上を図る。 養成見込み：300人 2 介護支援専門員実務研修事業 809千円 介護保険制度において重要な役割を担う介護支援専門員を引き続き養成し、制度の円滑な運用を図る。 養成見込み数：約600人 3 (新)介護支援専門員名簿管理支援システム整備事業 4,813千円 介護支援専門員の資格管理を適切に行うため、都道府県間で介護支援専門員情報を共有化するシステムを整備する。 4 (新)介護支援専門員更新研修事業 403千円 介護支援専門員証の有効期間が満了する者を対象に更新研修を行う。 5 介護支援専門員現任研修（専門課程）事業 2,323千円 介護支援専門員現任研修（基礎課程）を修了した介護支援専門員を対象に、必要に応じた課程を選択受講する研修を行い、専門性の向上を図る。 6 (新)主任介護支援専門員養成事業 6,546千円 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所において、地域包括ケアの中心的な役割や、介護支援専門員への支援、職場内におけるスーパーバイザーなどの役割を担う主任介護支援専門員を養成する研修を実施するとともに、その認定にあたる評価委員会を設置する。 養成見込み：120人

事業名	予算額	内容
認定調査員等研修事業	3,383 (国庫 1,689)	<p>1 認定調査員研修事業 1,430千円 要介護認定において適正な一次判定を確保するため、認定調査員に対して新任研修及び現任研修を実施する。</p> <p>2 介護認定審査会委員研修事業 1,411千円 要介護認定において適正な二次判定を確保するため、介護認定審査会委員に対して新任研修及び現任研修を実施する。</p> <p>3 主治医意見書説明会開催事業 542千円 二次判定の際の判断資料である「主治医意見書」の適正な記載を確保するため、研修会を開催する。</p>
福島県介護保険審査会運営事業	2,893 (諸収 10)	<p>1 審査会委員・専門調査員実務研修事業 503千円 介護保険審査会の運営に必要な事項を伝達し、各合議体が統一した基準で審査を行えるよう研修会を開催する。</p> <p>2 介護保険審査会運営事業 2,390千円 保険者である市町村の行った行政処分に対する審査請求について審理・裁決を行う。</p>
介護サービス適正実施指導事業	2,520	介護サービス等に対する利用者の満足度、県民の介護サービス利用に対する意向等を把握するため、利用者等に対し、アンケート調査を実施する。
介護情報提供事業	2,118 (諸収 15)	介護保険グループのホームページを運営することにより、介護保険制度の最新情報や利用者及び事業者が必要とする情報等を提供する。
合計	31,014 (国庫 8,166) (諸収 439)	

3 介護保険事業指導事業

(単位：千円)

事業名	予算額	内容
介護保険者指導事業	2,938	介護保険制度の円滑な運営のため、保険者である市町村に対して事業の運営や手続きに関する助言等を行う。
介護サービス提供事業者の指定等事業	2,676	1 介護サービス提供事業者台帳システム維持管理経費 1,553千円 指定事業者等の全情報を管理するシステムの保守管理委託及び維持管理経費。 2 介護サービス提供事業者等の指定等事務費 1,123千円
介護保険苦情・相談推進事業	6,513	国民健康保険団体連合会が行う介護サービスに関する苦情処理業務に対して必要な経費を補助する。 補助率 定額
介護保険担当者連絡会議	2,205	市町村担当者を対象に、介護保険関連施設等に関する情報提供や要介護認定に関する情報交換等を行う。
介護サービスクオリティアップ事業	13,389 (国庫 6,693)	18年4月の制度改正で、介護保険事業者のサービス情報の公表が制度化されることに伴う、制度の普及啓発、調査員の養成、公表センターの支援等を行う。
合計	27,721 (国庫 6,693)	

(4) 事業費

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
社会福祉総務費(061-002)	835,548	49,813	1,037	784,698	
社会福祉推進費	670,784	49,489		621,295	
社会福祉施設職員退職手当共済事業給付費補助金	386,462			386,462	地1
社会福祉大会開催事業	897			897	地1
社会福祉法人指導事務費(経常行政経費)	373			373	指1
社会福祉法人監督事務費	2,670	693		1,977	指1
福祉活動指導員及び事務職員設置費	72,108			72,108	地3
地域福祉推進事務費(運営経費)	3,636			3,636	地1
地域福祉推進事業	864			864	地1
福祉サービス苦情解決事業	4,740	2,370		2,370	地2
地域福祉権利擁護事業	26,099	13,049		13,050	地2
市町村社協等活性化推進事業	16,135	8,067		8,068	地3
福祉人材センター運営事業	34,348	7,636		26,712	指2
生活福祉資金貸付等補助事業	15,918	7,959		7,959	地1
行旅死亡人取扱負担金	800			800	地4(3)
介護福祉士養成施設整備資金利子補給事業	2,740			2,740	地1
介護福祉士修学資金貸付事業	432			432	地1
支援費施設等の指導等事業	305			305	指1
福祉サービス第三者評価事業	833			833	地2
県立救護施設管理運営委託事業	81,993			81,993	地4(4)
福祉ボランティア活動強化支援事業	19,431	9,715		9,716	地1
民生委員活動費	130,797	324		130,473	
民生委員諸活動経費	104,301			104,301	地3
民生委員推薦会負担金	504			504	地3
民生委員協議会負担金	24,514			24,514	地3
民生委員活動事務費(経常行政経費)	829			829	地3
民生・児童委員研修事業	649	324		325	地3
職員研修費	33,967		1,037	32,930	
社会福祉関係職員研修事業	32,758		1,037	31,721	指2
社会福祉関係職員研修受講旅費負担金(運営経費)	1,209			1,209	指2

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
高齢福祉総務費(065-001)	952,123	29,688	330,657	591,778	
施設保護対策費	444,576			444,576	
経費老人ホーム事務費補助金	444,576			444,576	高1
高齢者福祉対策事業費	55,285	2,734	11	52,540	
老人福祉法施行事務経費(経常行政経費)	1,635			1,635	高2
老人福祉法施行事務費	144			144	高2
介護保険施設サービス評価事業	573			573	高2
身体拘束ゼロ作戦推進事業	3,439	1,714	11	1,714	高2
福島県高齢者保健福祉計画等推進事業	1,864	930		934	高2
特養における生活の質向上推進事業	632	90		542	高2
県立老人福祉施設民間移譲等事業	46,998			46,998	高2
在宅福祉費	452,262	26,954	330,646	94,662	
ホームヘルプパワーアップ作戦	4,533		3,483	1,050	高3
在宅介護支援センター運営事業	2,475	1,650		825	高3
高齢者等住宅改造資金融資事業	331,937		327,163	4,774	高3
高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	46,078	13,823		32,255	高3
認知症介護研修事業	20,541	10,257		10,284	高3
介護実習・普及事業	39,467			39,467	高3
高齢者虐待防止ネットワーク事業	2,924			2,924	高3
地域包括支援センター職員等研修事業	3,407	1,224		2,183	高3
自立継続サポート事業	900			900	高3
遺家族等援護費(066-001)	41,259	24,082	1,495	15,682	
援護業務諸費	11,166	1,386		9,780	
援護業務施行事務経費(経常行政経費)	5,720	1,386		4,334	地5(1)
県戦没者追悼式の開催経費	1,217			1,217	地5(1)
援護業務団体に対する助成費	3,715			3,715	地5(1)
小田山忠霊堂維持管理等経費(施設管理経費)	514			514	地5(1)
旧軍関係調査等事務費	7,633	311	1,449	5,873	
旧軍関係調査事務費	102	102			地5(2)
旧軍人恩給等進達事務費	6,069	155	41	5,873	地5(2)
叙勲等調査事務費	54	54			地5(2)
恩給欠格者等調査事務費	1,408		1,408		地5(2)
遺族及び留守家族等援護事務費	22,460	22,385	46	29	
未帰還者留守家族等援護法施行事務費	1,252	1,252			地5(3)
引揚者に対する援護事業	1,886	1,857		29	地5(3)
戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく施行事務費	2,309	2,309			地5(3)
各種特別給付金支給法に基づく施行事務費	17,013	16,967	46		地5(3)

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
介護保険費(070-001)	16,395,634	189,636	418,477	15,787,521	
介護保険給付費	16,333,781	174,777	418,038	15,740,966	
介護給付費負担金	15,239,391			15,239,391	介1
福島県介護保険財政安定化基金積立金	634,233	108,097	418,038	108,098	介1
低所得者利用者負担対策事業	100,020	66,680		33,340	介1
地域支援事業交付金	360,137			360,137	介1
介護保険事業推進費	31,014	8,166	439	22,409	
介護支援専門員養成事業	20,100	6,477	414	13,209	介2
認定調査員等研修事業	3,383	1,689		1,694	介2
福島県介護保険審査会運営事業	2,893		10	2,883	介2
介護サービス適正実施指導事業	2,520			2,520	介2
介護情報提供事業	2,118		15	2,103	介2
介護保険事業指導費	30,839	6,693		24,146	
介護保険者指導事業	2,938			2,938	介3
介護サービス提供事業者の指定等事業	2,676			2,676	介3
介護保険苦情・相談推進事業	6,513			6,513	介3
介護保険担当者連絡会議	2,205			2,205	介3
介護サービスクオリティアップ事業	13,389	6,693		6,696	介3
介護保険施設等の指導等事業	3,118			3,118	指1
社会福祉施設費(068-032)	1,448,867			1,448,867	
社会福祉施設整備費	1,448,867			1,448,867	
社会福祉施設整備利子補給事業	225			225	地4(5)
社会福祉施設整備事業	1,290,123			1,290,123	高4
施設整備資金利子補給事業	158,519			158,519	高4
高齢者福祉施設費(069-001)	90,549		66,299	24,250	
希望ヶ丘ホーム費	90,549		66,299	24,250	
希望ヶ丘ホーム運営経費	28,962		19,427	9,535	高5
希望ヶ丘ホーム施設運営費	61,587		46,872	14,715	高5
扶助費(076-010)	4,159,608	3,035,155	1	1,124,452	
扶助費	4,159,608	3,035,155	1	1,124,452	
住所不定者措置費負担金	112,733			112,733	地4(1)
生活保護扶助費	4,046,875	3,035,155	1	1,011,719	地4(1)

生活福祉領域

(単位千円)

目・事項・事業名	歳出予算額	左の財源内訳			(3)事業計画 との対応表
		国庫支出金	その他	一般財源	
生活保護総務費(077-001)	57,574	27,383	56	30,135	
施行事務費	57,574	27,383	56	30,135	
生活保護法施行事務に係る県単独事業	7,220			7,220	地4(2)
医療扶助実施体制確保事業	2,376	476		1,900	地4(2)
生活保護適正実施推進事業	26,938	21,666	56	5,216	地4(2)
診療報酬審査支払事務委託事業	9,501			9,501	地4(2)
介護報酬審査支払事務委託事業	1,368			1,368	地4(2)
要介護状態等審査判定委託事業	699			699	地4(2)
生活保護施行事務経費(経常行政経費)	8,855	4,625		4,230	地4(2)
生活保護指導職員業務経費	617	616		1	地4(2)
生活保護施設費(078-001)	82,082		58,362	23,720	
喜多方しのめ荘費	82,082		58,362	23,720	
喜多方しのめ荘運営管理(行政)	39,966		39,966		地4(4)
喜多方しのめ荘運営管理(経常)	42,116		18,396	23,720	地4(4)
予防費(093-002)	564,346	66,155		498,191	
高齢者保健対策費	564,346	66,155		498,191	
老人保健対策施行事務経費(経常行政経費)	718			718	高6
老人保健事業費負担金	487,103			487,103	高6
福島県成人病検診管理指導協議会	1,392	200		1,192	高6
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業	3,363	392		2,971	高6
認知症予防対策事業	7,916	3,639		4,277	高6
マンモグラフィ緊急整備事業	60,000	60,000			高6
認知症の安心ネットワーク構築事業	3,854	1,924		1,930	高6
医務費(102-002)	272,059		47	272,012	
高齢者保健施設費	272,059		47	272,012	
老人保健施設対策施行事務経費(経常行政経費)	49		47	2	高7
介護老人保健施設指導監督研修事業	71			71	高7
介護老人保健施設整備資金利子補給事業	246,893			246,893	高7
介護老人保健施設整備事業	25,046			25,046	高7
合 計	24,899,649	3,421,912	876,431	20,601,306	